



相続税の申告書には

「マイナンバー」の記載が必要です！

相続などにより財産を取得した方が、相続税の申告書を提出する際には、申告書にマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署において本人確認（番号確認と身元確認）を行うため、申告書に記載された各相続人の本人確認書類の写しを添付する必要があります。

相続税の申告書（第1表）のマイナンバー記載欄

相続税の申告書 (第1表) のマイナンバー記載欄

被相続人（亡くなられた方）のマイナンバーは記載不要です。

相続人のマイナンバーを記載してください。

本人確認（番号確認と身元確認）

- マイナンバーの提供を受ける際は、なりすましを防止するため、厳格な本人確認（番号確認と身元確認）が義務付けられています。
そのため、マイナンバーを記載した申告書を税務署に提出する際は、提出の都度、税務署において本人確認を行います。
- 本人確認においては、申告書に記載された全ての相続人について、①記載された番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と②申告書を提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要になります。
- 本人確認の際に使用する書類についての詳しい内容は、**裏面**をご覧ください。

国税に関する社会保障・税番号制度＜マイナンバー制度＞の情報

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー

www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm



国税局・税務署

令和元年6月

本人確認の際に使用する書類（本人確認書類）の例

マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードをお持ちの方は、**マイナンバーカード1枚で本人確認（番号確認と身元確認）が可能**です。

マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付する場合は、**表面と裏面（両面）の写しが必要**になります。

マイナンバーカード

（表面）



（裏面）



マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の番号確認書類と身元確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

通知カード



番号確認書類

《本人のマイナンバー（12桁）を確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）

などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ



e-Taxにより申告を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

（注）相続税の申告書は、令和元年10月1日以降、e-Taxを利用して提出（送信）することができます。

相続税の申告とマイナンバー制度に関するQ&A

問1 相続税の申告書には、被相続人（亡くなられた方）のマイナンバーを記載する必要はありますか。

答 被相続人のマイナンバーを相続税の申告書に記載する必要はありません。

問2 相続人が、税務署の窓口で相続税の申告書を提出する場合にも、本人確認書類の写しを添付する必要がありますか。

答 税務署の窓口で申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類を提示していただければ、本人確認書類の写しを添付する必要はありません。